

事務連絡
令和4年4月28日

関係政令市
水産関係土木施設等災害復旧事業担当課長

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
水産施設災害対策室 課長補佐(災害対策班担当)

机上査定の効率的な実施について

机上査定の限度額については、「漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和40年10月20日付け40水港第4175号農林事務次官依命通知）」及び「漁業用施設災害復旧事業査定要領（昭和59年9月28日付け59水振第2338号水産庁長官通知）」を一部改正し、机上により査定を行うことができる額を負担法が適用される漁港及び海岸（水産庁が所管する海岸に限る。）にあつては300万円未満から1,000万円未満、暫定法が適用される漁業用施設にあつては200万円未満から500万円未満に引き上げたところです。今後は5年程度を目安に限度額見直しの必要性について検討するとともに、机上査定におけるデジタル技術の活用などの実態に応じて、申請額以外の適用条件についても必要な検討を行うこととしています。

また、これまでのリモートによる机上査定については、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置として実施してきましたが、今後のリモートによる机上査定については別添「机上査定の方式について」により実施することとします。

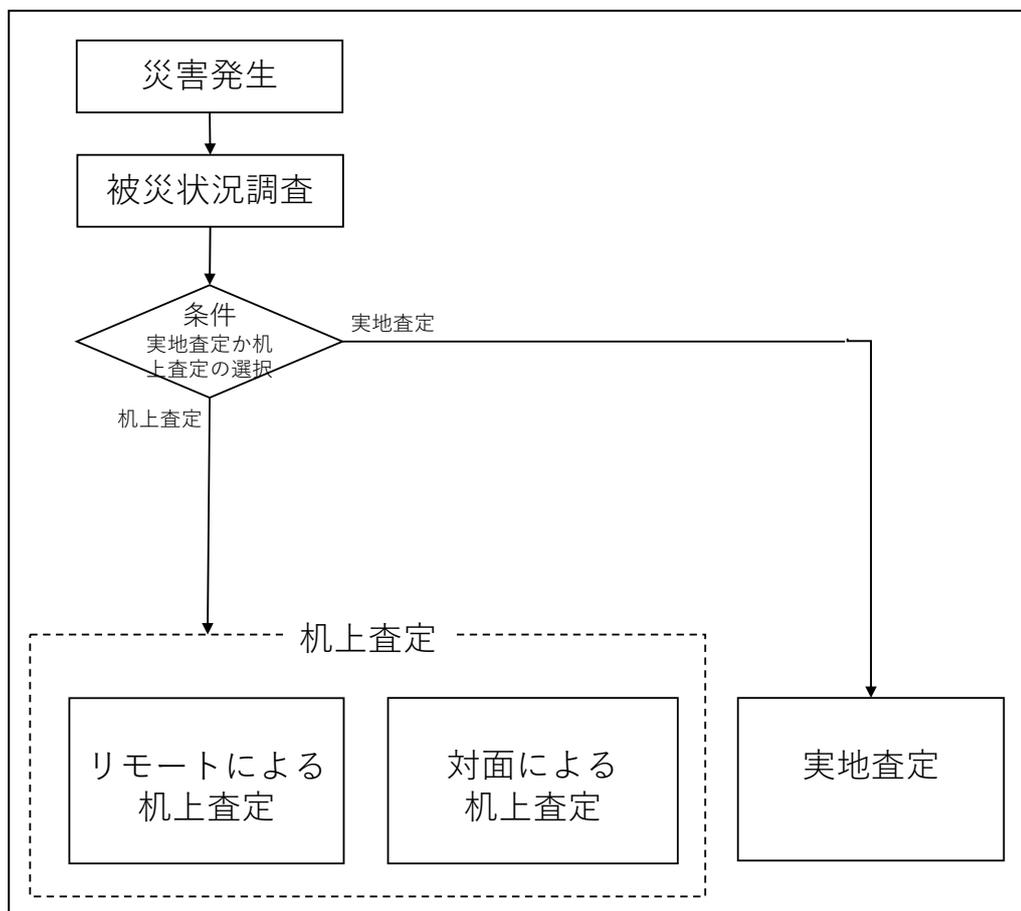
各担当部局におかれましては引き続き、リモートやドローン映像・三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用に取り組んでいただき、災害復旧の迅速化、効率化にご協力をお願いします。

なお、別添「机上査定の方式について」の実施に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」（令和2年10月6日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐(災害対策班担当)事務連絡)は廃止します。

机上査定の方式について

1 査定方式

○査定方式は実地査定、机上査定の方式があり、机上査定には対面又はリモートによる方法がある。机上査定における対面又はリモートの選択は、以下によるものとする。



机上査定の選択条件

漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領、漁業用施設災害復旧事業査定要領により、以下の条件のいずれかの場合には机上査定を選択できる。

- 申請額が机上査定の限度額未満の場合（負担法適用施設は 1,000 万円、暫定法適用施設は 500 万円、大規模災害査定方針が適用される場合は別途通知される額）
- やむを得ない理由により実地査定が困難である場合（遠隔地で移動に時間を要する場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難となった場合）

<机上査定の方式について>

上記の条件を満たしたうえで、査定官、立会官、申請者及び随行者など関係者が、Web 会議方式を行える通信環境（音声及び画像の共有）を保持しているか確認し、リモートによる机上査定が可能な場合には、リモートによる机上査定を選択することができる。

2 リモートによる机上査定の体制等

- リモートによる机上査定を実施する場合は、査定官－立会官－申請者が3箇所に分かれて実施することも、「査定官＋立会官」－「申請者」、「立会官＋申請者」－「査定官」等、2箇所に分かれて実施することも可能とする。箇所数については、各地域の人員体制や通信設備、その他の状況に応じて、効率的な査定ができるよう適宜設定すること。
- 申請者の担当事務所が複数となる場合においては、検算体制を確保した上、できるだけ効率よく実施できるように努めること。
- リモートによる机上査定の方法について、執務室等遠隔地からWeb会議方式（メールや電話の方式を除く）で対応することを基本とし、詳細は別紙「リモートによる机上査定の実施方法」のとおりとする。

リモートによる机上査定の実施方法

1 実施体制

査定官（水産庁）－立会官（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）－申請者（地方公共団体等）の各執務室等（随行する都道府県の執務室を含む。）において、Web会議システム、メール及び電話が使用できる環境において実施する。

2 申請書類

申請者は、査定官、立会官に対して事前に申請書類を送付する。

3 申請内容説明

冒頭の被災原因等の説明は書面にまとめ申請書類と併せて送付する。（査定官と立会官への説明が変わらないように）

4 査定方法

通常の机上査定と同様とする。写真の充実を図るとともに、デジタル技術活用の観点からドローン画像（水中ドローンを含む。）や三次元データ、動画等を追加することが望ましい。なお、Web会議方式で実施する場合は、申請箇所からのリアルタイムの映像を活用することも可能とする。

5 申請内容確認

査定官や立会官、申請者等は、Web会議方式やその他情報通信技術等を用いて質問や回答等を伝達する。

6 指示事項

Web会議方式により内容の調整・共有を図った後、査定官は、指示事項表（暫定法適用施設の場合は査定票。以下同じ。）に指示事項を記入し、三者で合意したのち、PDF化し三者で共有する。

7 検算修正

申請者は、検算後、査定官と立会官にメールで資料を送付し、Web会議方式により検算結果の報告及び内容の確認を行い三者合意する。

8 査定決定（朱入れ）

リモートによる机上査定においては、三者合意の証として、従来の朱入れに代えて、以下の方法により行うことを基本とする。ただし、これにより難しい場合等には、水産庁防災漁村課と事前に協議する。

<査定決定までの流れ>

- ① 査定官は、指示事項表に記載する緊急順位、事業費等の内容について、Web会議方式により立会官及び申請者に確認し、三者合意を行う
- ② ①の合意を受け、査定官は、指示事項表の決定欄に決定した内容を赤字で記入する。
- ③ 査定官は、②の指示事項表をPDF化し、立会官、申請者及び随行者にメールで送付した後、口頭で『工事番号 机〇 ●●, ●●●千円』と読み上げて相互に確認し決定する。

<査定決定後の書類確認>

- ④ 申請者又は随行者は、査定の最終日にすべての査定が終了し立会官との突合を行った後、『査定名称(〇〇県第●次査定)』とメールの本文に記載し、最終の指示事項表を添付して、関係者全員にメール送付する。

○相談窓口

問題が発生した場合などにおける相談窓口は、水産庁防災漁村課水産施設災害対策室とする。

○その他

検算等に時間を要する場合、再開時間を設定し査定官と立会官に連絡する。

査定官、立会官、申請者及び随行者は、使用する情報処理機器(パソコン)などの電子機器やソフトウェアについて、セキュリティ対策されたものを使用するものとし、事前に通信環境や動作などを確認したうえで実施すること。